

セクハラを許さない社会に！

セクハラは『重大な人権侵害』より良い対処を

組織環境の見直しを

今年春の「財務省のセクハラ問題」以降もセクハラに関する報道が後を絶ちません。政府の「すべての女性が輝く社会づくり本部」では「セクハラ緊急対策」を決定、セクハラは「重大な人権侵害」と指摘しました。セクハラ行為者（加害者）への厳正な対処、相談窓口の整備などを徹底し、実効性を高めるような対策を検討するとしています。

世界的にも「労働の場でのセクハラを含むあらゆるハラスメントや暴力をなくすための条約」をつくる方針がILO（国際労働機関）総会で決まりました。

被害を受けても誰にも相談できない人が大勢います。セクハラは「支配一被支配」の関係で起こります。相手を見下す、軽くみているからそのような言動ができるのです。自分が尊重、リスペクトしている相手、また自分の上司、あるいは上司の家族ならそのような言動はできないでしょう。だからこそ被害者は、自分は尊重される存在ではなかった、ということに深く傷つけます。さらにその後の周囲からのバッシングやセカンドハラスメント（二次被害）により苦しめられます。

もし起きたら、人事担当者は被害者と行為者の双方から丁寧に話を聴き、迅速に調査をして毅然とした対処をすることが必要です。しかし処分をすればそれで解決するわけではありません。セクハラが起こる土壤・組織環境の見直しも必要でしょう。

「社外の人からの被害」にも対処を

セクハラをなくすためには、誰もがセクハラの正しい知識を持つことが必要であり、そのためには繰り返し啓発・研修を行うことです。研修ではどのような言動がセクハラにあたるのかということだけではなく、セクハラが相手の尊厳や名誉、性的自由や働く権利を侵害する「重大な人権侵害」であることを認識し、なぜセクハラが起こるのかを一人ひとりが十分に理解することが大切です。さらに、管理職の男女比率や慣習によるジェンダー・ハラスメント（男女差別）が放置されていないかなどの見直しも必要です。

行為者が顧客などの社外の人の場合にも「個人間のトラブル」ととらえるのではなく、組織として相手の会社に対して、適切な対処を求める姿勢が大切です。

「セクハラを許さない組織」のみならず「セクハラを許さない社会」にすることが今求められています。

アトリエエムの セクハラ防止 5力条

セクハラを許さない
組織・社会に！

- 1 •ビジネスとプライベートのけじめをつける
- 2 •アフターファイブも仕事の一部と考える
- 3 •性別ではなく、個人の仕事の技能と適性を生かす
- 4 •雇用形態にかかわらず、全員で取り組んでいく
- 5 •セクハラ防止がパワハラ防止へつながる

《アトリエエムのハラスメントセミナー》
**「深刻化するハラスメントへの
相談対応と防止対策」**
 2018年
10/19(金) 11:00~16:30
 *定員 30人 *参加費 9千円
 *会場 ドーンセンター（大阪）
 （大阪府立男女共同参画・青少年センター）

STOP! セクハラ



「高プロ制度」の本質

♠「働き方改革関連法」が成立しました。「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」は数多くの問題を抱えたまま始まることがあります。「過労死を助長する」と過労死家族の会をはじめ各団体や専門家が強く反対してきましたが、聞き入れられませんでした。

♠高プロは「成果で評価する制度」と一部のメディアでは報じられましたが、「成果に見合った賃金」等の文言は法律には一切書かれていません。会社は、適用された働き手の労働時間を把握する義務がなくなり、深夜・休日労働の割増賃金も払う必要がなくなります。いわば「労働者を労働時間の保護から完全に外す」制度です。

♠2017年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は190人。前年度とほぼ同じで一向に減少の兆しはみえません。これと労災と認定された人の数ですから氷山の一角でしかありません。

♠現在でも過労死大国といわれる日本で、労働時間規制を取り扱えばさらに過労死が増加することは明らかです。しかも労働時間の把握ができないですから「過労」ということが証明できず労災の請求すらできなくなります。

♠「働き方改革」とは労働者の健康や暮らしを守るために改革であるべきです。それに逆行する制度の成立を非常に遺憾に思います。